

判決年月日	平成28年6月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(ネ)10042号		
<p>○ 歴史上の人物に関するテレビ番組の制作が、同一の歴史上の人物に関する小説についての控訴人の著作権及び著作者人格権を侵害することを認めなかった事例 (関連条文) 著作権法21条, 27条,</p>			

## 判 決 要 旨

### 1 控訴人の主張の変更について

控訴人は、当審において、原審で主張した著作権侵害のうち、「シークエンスの翻案」の一部について、原告各小説及び被告各番組から抜粋する記述を変更した。そのために、記述されている出来事の内容が変更され、あるいは、原告各小説及び被告各番組における抜粋箇所の配列が変更されている。

上記変更は時機に後れて提出した攻撃の方法といえ、上記変更を許せば創作性の有無及び類否に関する審理を再び行わざるを得ず、これにより訴訟の完結を遅延させることが明らかである。原告である控訴人は、上記変更が時機に後れたことにつき、控訴人に故意又は重大な過失があるというべきである。

したがって、控訴人の上記変更の主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきものである。

### 2 シークエンスの翻案について

(1) 言語の著作物の翻案(著作権法27条)とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。そして、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから(同法2条1項1号参照)、既存の著作物に依拠して創作された著作物が思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案に当たらないというべきである(最1小判平成13年6月28日・民集55巻4号837頁参照)。

したがって、歴史上の事実や歴史上の人物に関する事実は、単なる事実にすぎないから、著作権法の保護の対象とならず、また、歴史上の事実等についての見解や歴史観といったものも、それ自体は思想又はアイデアであるから、同様に著作権法の保護の対象とはならないというべきである。他方、歴史上の事実又はそれについての見解や歴史観をその具体的記述において創作的に表現したものについては、著作物性が肯定されることがあり、事実の選択、配列や、歴史上の位置付け等が著作物の表現上の本質的な特徴を基礎付ける場合があり得るといえる。

(2) 控訴人は、原告各小説の各ストーリーを構成する個々の出来事を選択とその配列の仕方に創作性があり、被告各番組の各ストーリーは、個々の出来事を選択とその配列において原告各小説のストーリーと類似しているから、被告各番組は原告各小説を翻案したものであると主張する。

しかし、①控訴人が選択したと主張する個々の出来事の記述が、控訴人主張の配列で原告各小説に記載されておらず、②被告各番組の各ストーリーを構成する個々の出来事を選択とその配列が、原告各小説の各ストーリーを構成する個々の出来事を選択とその配列に類似しておらず、又は、③原告各小説のストーリーには創作性がないか、被告各番組のストーリーは原告各小説のストーリーの表現上の本質的な特徴を直接感得させるとはいえないから、被告各番組は、原告各小説のシークエンスのストーリーの翻案に当たるとはいえない。

### 3 人物設定の翻案について

歴史上の実在の人物に具体的な「性格」等を与えることは、単なる歴史上の事実か、歴史上の事実等についての見解や歴史観にすぎないから、著作権法の保護の対象となるとはいえない。他方、人物設定に関する記述であっても、人物設定をその具体的記述において創作的に表現したものについては、著作物性が肯定されることがあり、歴史上の位置付け等が表現上の本質的特徴を基礎付ける場合があり得るといえる。

原告各小説の人物設定は、歴史上の事実又はそれについての見解であり、原告各小説と被告各番組の対応する具体的な表現のうち、共通する表現はありふれていて、創作性がないから、被告各番組の人物設定は、原告各小説の人物設定の翻案に当たるとはいえない。

### 4 エピソードの翻案について

原告各小説は歴史小説であるから、個々の行動や出来事を複数組み合わせただけであれば、単なる歴史上の事実や、歴史上の事実等についての見解や歴史観にすぎないこともあるから、そのみで著作権法の保護の対象となるとはいえない。歴史上の事実又はそれについての見解や歴史観が、具体的記述において創作的に表現されたものであるか否かを、その事実の選択や配列、あるいは、歴史上の位置付け等を踏まえて検討する必要がある。

原告各小説と被告各番組の対応する具体的な表現のうち、共通する表現はありふれていて創作性がないから、被告各番組のエピソードは、原告各小説のエピソードの翻案に当たるとはいえない。

### 5 部分複製について

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することを行うところ（著作権法2条1項15号）、著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、これと同一のものを作成し、又は、具体的表現に修正、増減、変更等を加えても、新たに思想又は感情を創作的に表現することなく、その表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものを作成することをいうと解するのが相当である。

控訴人の主張する，被告各番組の控訴人の複製権侵害についての判断は，原判決のとおりである。

6 本件控訴には理由がないから，これを棄却する。